

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成25年12月2日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成25年12月2日(月) 午前 9時59分 開会
午前10時58分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	大澤千恵子	委員	森西 正
委員	東 久美子	委員	中川嘉彦	委員	山崎雅数
委員	嶋野浩一朗				
議長	村上英明	副議長	野原 修		
議員	上村高義				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 有山 泉

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	同局局次長	藤井智哉	同局総括主査	湯原正治
同局主査	田村信也	同局書記	長澤佳子	同局書記	井上智之

1. 案件

- ・平成25年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前9時59分 開会)

○南野直司委員長 おはようございます。
ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず理事者から挨拶を受けます。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

12月4日から開催予定の平成25年第4回定例会に向けまして、報告案件2件、予算案件6件、条例案件7件、その他案件20件の計35件の議案案件を予定いたしております。

案件の内容につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○南野直司委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名いたします。

それでは、第4回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成25年第4回摂津市議会定例会、提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第11号は、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第4号)専決処分報告の件であります。

既定の予算額に補正額5,780万円を追加し、補正後予算額を336億2,969万4,000円とするものでございます。

内容は、歳入では、財政調整基金繰入金5,780万円の補正予算額を計上いたしております。

歳出では、徴税费で、過誤納還付金の補正予算額を計上いたしております。

これは、本市に拠点を有する法人が、国税庁を通じて、中華人民共和国を相手

国とする租税条約に基づく申し立てについて、平成25年3月11日に相互協議の合意が行われたことにより、本市内企業の平成16年、17年事業年度の所得金額と、法人税額が更正されたことに伴うもので、還付加算金を含め、還付額5,780万円を、平成25年11月12日専決処分したものです。

報告第12号は、訴えの提起専決処分報告の件であります。

本件は、本市が吹田簡易裁判所へ支払督促の申し立てを行った水洗便所改造資金貸付金返還請求につきまして、債務者から督促異議の申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申し立ての日にさかのぼって、訴えの提起があったものとみなされ、専決処分事項の指定についての議決、第2号の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

申し立ての相手方は、報告第12号に記載されているとおりです。請求額6万3,300円は返還請求額、申立費用3,480円は、本市が用意した手続費用。支払督促申立日、平成25年11月5日、異議申立日、平成25年11月20日、訴えの提起の専決処分の日、平成25年11月21日でございます。

議案第60号から、議案第65号までは、各会計の補正予算でございます。

まず、議案第60号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第5号)でございますが、既定の予算額に、補正額2億9,641万4,000円を追加し、補正後予算額を339億2,610万8,000円とするものでございます。

その主な内容は、歳入では、国庫支出金、障害児通所支援等負担金1,800万円、府支出金で障害児通所支援等負担

金900万円、諸収入で、鉄道運輸機構負担金1,500万円など増額し、市債でコンピューターシステム新規事業構築事業債2,040万円、JR千里丘駅エレベーター設置事業債2,250万円を増額しております。

また、繰入金財政調整基金で、補正財源の調整を行っております。

歳出の主なものは、人件費で給与3.8%減額のほか、採用と退職の差、会計間異動に伴う金額、減債基金積立金、国民健康保険特別会計繰出金で減額補正するもののほか、東日本大震災被災地への義援金を、市交際費で計上し、後期高齢者医療特別会計繰出金、障害児通所給付費、障害福祉費や、生活保護費で過年度分国庫府費返還金、正雀終末処理場整備負担金、公共下水道事業特別会計繰出金、JR千里丘駅エレベーター設置負担金や補助金など、緊急を要する事業の補正を行うものです。

JR千里丘駅エレベーター設置事業で、繰越明許の設定をさせていただいております。

また、長期継続契約を予定しておりますごみ収集処理事業、ごみ処理施設維持管理事業の債務負担行為の補正を追加しております。

コンピューターシステム新規構築事業、JR千里丘駅エレベーター設置事業で、地方債の補正で限度額の変更をさせていただいております。

議案第61号、平成25年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)でございますが、人件費で、給料3.8%を減額のほか、採用と退職の差、会計間異動に伴う金額を補正いたしております。

次に、議案第62号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございますが、既定の予算額に

278万円を減額し、補正後の予算額を114億4,028万1,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では、国保財政基盤安定化支援事業に、一般会計からの繰入金ルール分を増額し、保険基盤安定繰入金を減額いたしております。

歳出では、過年度分国庫府費等返還金、また、人件費で給料3.8%減額のほか、採用と退職の差、会計間異動に伴う金額を補正いたしております。

議案第63号、平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、既定の予算額に2億4,535万3,000円を追加し、補正後予算額を59億6,292万6,000円とするものでございます。

主な内容は、歳入では一般会計からの繰入金を、歳出では人件費で給料3.8%減額のほか、採用と退職の差、会計間異動に伴う金額補正し、繰上償還に伴う元金償還金の補正をいたしております。

議案第64号、平成25年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、既定の予算額に62万1,000円を減額し、補正後予算額を46億125万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では、一般会計からの繰入金を、歳出では、人件費で給料3.8%減額のほか、採用と退職の差、会計間異動に伴う金額を補正いたしております。

議案第65号、平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございますが、既定の予算額に補正額357万4,000円を追加し、補正後予算額を7億8,782万1,000円とするものでございます。

その内容は、歳入では、一般会計繰入

金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の補正をいたしております。

次に、議案第66号から、議案第84号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定を行うものでありますが、議案のご説明に先立ち、総括的に手続及び議案の内容について、ご説明を申し上げます。

本市におきましては、平成18年4月から、公共施設で指定管理者制度を導入しております。

今回、平成25年度末をもって35施設の指定管理者の指定期間が満了し、また、新たに直営の5施設について、指定管理者制度を導入いたします。

これらの施設につきまして、指定管理者の指定及び新たな指定期間を設定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案の概要について、ご説明申し上げます。

まず、1として、指定管理者に管理を代行させる公の施設の名称を明記しております。

次に、2として、当該施設の管理を代行させる指定管理者の住所及び名称を明記しております。

3として、当該指定管理者として、指定する期間を明記しております。

議案第66号から、議案第73号までは公募を実施し、指定管理者選定委員会において選定を行い、審査結果から管理の代行を行わせるにふさわしいものと判断しているものでございます。

議案第74号から、議案第84号までは、平成25年3月付でお示ししております指定管理者制度に関する指針（第二次改訂版）に基づき、現在、指定管理者として指定している団体を、引き続き指定管理者として指定するものでございま

す。

これらの施設につきましても、指定を受けようとするものから、事業計画書等の提出を受け、提出された書類を慎重に審査し、管理の代行を行わせるものにふさわしいものと判断しているものでございます。

なお、指定期間につきましては、同指針に基づき、原則5年とし、施設の特性、性質など、特別な事情がある場合は、10年以下で個々の施設ごとに決定しております。

それでは、個別議案の概要を説明いたします。

議案第66号、指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか6施設）、指定管理者となる団体、摂津市南千里丘5番35号、公益法人摂津市シルバー人材センター理事長林敏夫、指定期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第67号、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）で、指定管理者となる団体、摂津市正雀本町一丁目37番4号、特定非営利活動法人摂津市水泳連盟、理事長丸山政克、指定期間は平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第68号、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）で、指定管理者となる団体、摂津市鳥飼上五丁目2番8号、社会福祉法人摂津社会福祉事業団、理事長上田晡二、指定期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第69号、指定管理者指定の件（正雀市民ルーム）で、指定管理者となる団体、吹田市南金田二丁目12番1号、株式会社ビケンテクノ、代表取締役社長梶山龍誠、指定期間は、平成26年4月

1日から、平成31年3月31日までで
ございます。

議案第70号、指定管理者指定の件、
(摂津市立小川自動車駐車場)で、指定
管理者となる団体、横浜市港北区菊名七
丁目3番22号、アマノマネジメントサー
ビス株式会社、代表取締役宇山生顕、指
定期間は、平成26年4月1日から、平
成31年3月31日まででございます。

議案第71号、指定管理者指定の件
(摂津市立摂津駅前自動車駐車場ほか6
施設)で、指定管理者となる団体、横浜
市港北区菊名七丁目3番22号、アマノ
マネジメントサービス株式会社、代表取
締役宇山生顕、指定期間は、平成26年
4月1日から、平成31年3月31日ま
ででございます。

議案第72号、指定管理者指定の件
(摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか
2施設)で、指定管理者となる団体、横
浜市港北区菊名七丁目3番22号、アマ
ノマネジメントサービス株式会社、代表
取締役宇山生顕、指定期間は、平成26
年4月1日から、平成31年3月31日
まででございます。

議案第73号、指定管理者指定の件
(烏飼八町団地ほか3団地)で、指定管
理者となる団体、大阪市中央区淡路町3
丁目1番5号、日本住宅管理株式会社、
代表取締役真見誠二、指定期間は、平成
26年4月1日から、平成31年3月3
1日まででございます。

議案第74号、指定管理者指定の件
(摂津市立障害児童センター)で、指定
管理者となる団体、摂津市烏飼上五丁目
2番8号、社会福祉法人摂津市社会福祉
事業団、理事長上田曙二、指定期間は、
平成26年4月1日から、平成31年3
月31日まででございます。

議案第75号、指定管理者指定の件、

(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)
で、指定管理者となる団体、摂津市烏飼
上五丁目2番8号、社会福祉法人摂津市
社会福祉事業団、理事長上田曙二、指定
期間は、平成26年4月1日から、平成
31年3月31日まででございます。

議案第76号、指定管理者指定の件
(摂津市立みきの路)で、指定管理者と
なる団体、摂津市桜町二丁目1番7号、
社会福祉法人宥和会、理事長上田曙二、
指定期間は、平成26年4月1日から、
平成31年3月31日まででございます。

議案第77号、指定管理者指定の件
(摂津市民文化ホール)で、指定管理者
となる団体、摂津市香露園32番19号、
一般財団法人摂津市施設管理公社、理事
長羽原修、指定期間は、平成26年4月
1日から、平成31年3月31日までで
ございます。

議案第78号、指定管理者指定の件
(フォルテ301及びフォルテ303)
で、指定管理者となる団体、摂津市千里
丘東二丁目10番1号、摂津都市開発株
式会社、代表取締役小山和重、指定期間
は、平成26年4月1日から、平成31
年3月31日まででございます。

議案第79号、摂津市指定管理者の件
(摂津市立コミュニティプラザ)で、指
定管理者となる団体、摂津市香露園32
番19号、一般財団法人摂津市施設管理
公社、理事長羽原修、指定期間は、平成
26年4月1日から、平成31年3月3
1日まででございます。

議案第80号、指定管理者指定の件
(摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場及
び摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場)
で、指定管理者となる団体、摂津市千里
丘東二丁目10番1号、摂津都市開発株
式会社、代表取締役小山和重、指定期間
は、平成26年4月1日から、平成31

年3月31日まででございます。

議案第81号、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）で、指定管理者となる団体、摂津市南千里丘5番30号、一般財団法人摂津市保健センター、理事長河野公一、指定期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第82号、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）で、指定管理者となる団体、摂津市南千里丘5番30号、一般財団法人摂津市保健センター、理事長河野公一、指定期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第83号、指定管理者指定の件、（摂津市斎場）で、指定管理者となる団体、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社、理事長羽原修、指定期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第84号、指定管理者指定の件（摂津メモリアルホール）で、指定管理者となる団体、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社、理事長羽原修、指定期間は、平成26年4月1日から、平成31年3月31日まででございます。

議案第85号、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件ですが、普通地方公共団体の一部事務を共同して管理執行する場合、議会の議決が要件となっているため、本議案を提案するものでございます。

議案第86号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件ですが、複数の改正内容がございます。

まず、平成25年から、復興特別所得税が課税されたことに伴い、所得税にお

いて寄附金控除の適用を受けた場合のふるさと寄附金に係る個人住民税の特例控除の見直しに関する、引用条文の整備でございます。

次に、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったものが、寡婦控除を受けようとする場合の個人市民税の申告の提出を不要とするものでございます。

また、地方税法の延滞金の割合の条文の見直しが行われたことによる条文の修正がございます。

内容といたしましては、現行制度で延滞金の割合を年14.6%となっているものを、特例基準割合に年7.3%を加算した割合にするというものです。

次に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例で、相続したものにも特例を適用する内容となっています。

その他の市民税の課税特例整備固定資産税の読み替え規程の整備を行っております。

平成26年1月1日から施行いたします。

議案第87号、摂津市立テニスコート条例の一部を改正する条例制定の件ですが、テニスコートの開場時間を変更するため、本条例を制定するものです。

現行、開場時間が、午前9時から午後9時までで、ただし、6月1日から、8月31日までの間、午前8時から午後9時までであったものを、年間を通じて、午前8時から午後9時までとするものです。

平成26年4月1日から施行いたします。

議案第88号、摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件ですが、斎場の使用の許可に関する業務を指定管理者に移管することに伴い、本条例を制定する

もので、施設使用許可権者を市長から指定管理者に変更するものです。

平成26年4月1日から施行いたします。

議案第89号、摂津市立葬儀会館条例の一部を改正する条例制定の件ですが、葬儀会館の使用の許可に関する業務を指定管理者に移管することに伴い、本条例を制定するもので、施設使用許可権者を市長から指定管理者に変更するものです。

平成26年4月1日から施行いたします。

議案第90号、摂津市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件ですが、改正する条例は、摂津市国民健康保険条例、摂津市介護保険条例、摂津市後期高齢者医療に関する条例の3条例を改正するもので、地方税法の延滞金等の割合の見直しが行われることによる条文の修正でございます。

主な内容といたしましては、現行制度で延滞金の割合を年14.6%となっているものを、特例基準割合に年7.3%を加算した割合にするというものです。

平成26年4月1日から施行いたします。

議案第91号、摂津市下水道条例及び、摂津市水道条例の給水等に関する条例の一部を改正する条例の件ですが、消費税及び地方税法が改正されることに伴い、一部改正を行うものです。

現行、使用料や料金等について、算定額に乗じる割合を、現行の100分の105を、100分の108に改定するものです。

平成26年4月1日から施行いたします。

議案第92号、摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件ですが、財団法人大阪府消防賞じゅつ金

共済会の名称が、一般財団法人大阪市町村消防財団に変更になったことに伴い、名称を変更するものです。

なお、交付の日から施行いたします。

以上、平成25年第4回摂津市議会定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 少し細かいことになるかもしれませんが、お聞かせいただきたいと思います。

報告第11号なのですが、会計が補正をされて、それが専決処分をされて報告されるというケースは、今まで何度かあったかなと覚えておりますけれども、ちょっと今回、内容が今までと違った内容なのかなというふうに思います。

総務部長からご説明をいただきまして、平成16年、17年のいわゆる調整に関する補正なのかなと思うのですが、大分、時がたっておりますので、この間、さまざまその間に手続等をされてこられたのかなと思いますけれども、この時期に、その専決処分をなされたってということについて、少し議会運営委員会としては、しっかりと確認をした上で、本会議で審査されるべきなのかなと思いますので、もう少し詳しくご説明をいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○南野直司委員長 総務部長。

○有山総務部長 今回、専決のお願いをしておる分ですが、この分につきましては、市内企業が、中国に子会社を持っておりまして、その中国の子会社に対して、一定のロイヤリティーを支払うというような形であります。

そこで、中国側の会社が得た税金について、中国側が、税金を払っておるということでございまして、一方、日本においては、国税局のほうで、その部分について、ロイヤリティーが安いのではないかということで、利益のつけかえではないかということになりまして、日本国側にも、35億円の追徴を平成20年に行われております。

この分につきまして、申告漏れということで、78億円の申告漏れをいたしまして、税額としては、先ほど言いました35億円ということでございます。

この間、企業のほうは、さかのぼって、平成16年、17年の事業会計でございしますが、そういう形での修正に応じまして、税金については、全額を納めておられます。

それに基づきまして、私どものほうも、会計年度にすると、平成20年度の追加で税収が入ってきております。

実際にいうと、平成20年7月に摂津市のほうは税金をいただいております。

この提訴のほうが、本年3月28日、国税庁と中国側との話がついたということで、大阪府知事に対して報告が上がっております。

内容としましては、相手国、中国側と日本側の租税条約に基づく話として、平成25年3月11日に、相互協議の合意が行われた旨の通知でございました。

それから、4月に入りまして、大阪府の中央府税事務所から、摂津市に対して、国税長官等からの通知に基づく通知書ということで、国税長官の通知の文章を送られてきております。

ただ、この時点では、額の確定がなされておられません。

それと、あと、10月2日に、大阪府の中央府税事務所から、法人市民税に対

する額というか、法人税割課税標準の確認がなされております。

本市とのやりとりの中で、この額が確定をいたしました。

過誤納金としまして、全額もちろん国税のほうに既に払われておりますので、それによる摂津市の法人市民税の過誤納部分というのは、4,957万3,200円というふうになっております。

これに、先ほど申しましたように、加算金、それからを加えまして、最終的に5,780万円の補正をしていただいたという、こういう一連の流れでござい

ます。私どものほうとしましては、この専決を11月12日にさせていただいたのは、加算率が4.6%、期間中平成20年から現在までの加算率、幅があるのですが、4.3%から4.7%の間に収まっております。

この加算率で計算をしますので、もとの額が5,000万円と大きいので、今回、専決をさせていただいたということで、前回の議会のときに、確かに過年度の制度的に事前に納めていただいている、前年度半分を納めていただくという予定納税の形とは少し違ひまして、これは、すでに納めてはいるのですけれども、国税に不服の審査があって、2国間の二重課税ではないかということも企業側としては当然ありましたので、その結果が、中国側の国税と、日本側の国税庁の相互のやりとりの中で額が決定をし、本市にその分の還付といいますか、過年度分の過誤納に対しての手續を本年取らせていただいております。

ちょっと、かなり詳細に申しましたのですが、日付等について、もっと細かくということでありましたら、また、委員

会ではできないので、本会議までの間に整理はさせていただきますが、失礼します。

○南野直司委員長 ほかにないでしょうか。

森西委員。

○森西正委員 報告第12号の件なのですけれども、少し私のほうが聞いておるところによりますと、この専決処分の督促異議申立があるということで、この提起専決処分をされておりますけれども、その以後に、流れが変わったというふう聞いておりました、費用を納められたというようなことも伺っております。

そうなりますと、この場で議案を上程するかどうかというようなことを、この場で決めるということでもありますけれども、そうなりますと、きょう説明があつて上程をするということでもありますけれども、それ以後、どういうふうな流れで担当のほうは進めようというふうにおられるのか、もう少し説明をいただけたらというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○南野直司委員長 総務部長。

○有山総務部長 本件に係る分でございますが、この分につきましては、私どものほうが支払督促ということで、手続を取らせていただきました。

本人から、これは分納の願いということで、手続の申請が出ております。

分納というのは、異議申立書の中に、分割納付ということで書かれたものでございまして、これすなわち異議申し立てをするということは、本訴に移るといふ、支払督促の手続が簡易裁判所で、そういう手続がされるという制度でございます。

今後のことということでございますが、この分でいうと、平成25年11月20日に異議申し立てをされているので、その時点で、裁判に移行するという形にな

りますが、現実には、翌日にお支払いをいただきまして、先ほどご説明させていただきました私どもの請求金額6万3,300円、それから、私どもが訴訟の手続の費用として支払っております3,480円、これらについて、全額のお支払いを11月21日に行っていたいております。

それをもって、この事件につきましては、全て最終的には、片づいておることとさせていただきます。

基本的に、支払督促というのは、異議を申し立てた時点で訴訟に移行するという形でございますので、私どもの専決処分でございます権限として、これを裁判に訴えられたということで、ご報告をするものでございまして、内容につきましては、今、ご説明を申しましたように、すでに解決済みでございます。

○南野直司委員長 森西委員。

○森西正委員 そうしますと、また、これは、議場でそのようなご説明をいただくということよろしいでしょうか。

○南野直司委員長 総務部長。

○有山総務部長 はい。

○南野直司委員長 ほかにないでしょうか。

以上で、質問を終わります。

理事者の皆さんは、退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○南野直司委員長 それでは、再開をいたします。

認定第1号、平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、所管分につきまして、審査を行いたいと思います。

補足説明を求めます。

藤井局次長。

○藤井事務局局次長 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費にかかわります部分につきまして、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

なお、決算概要の40ページから41ページに議会事務局の予算執行状況を掲載しております。

まず、歳入につきましてですが、一般会計歳入歳出決算書の60ページの款19、諸収入、項4、雑入、目2、雑入は、議会事務局分として、電話使用料と各会派等の電子複写機使用料でございます。

次に、歳出につきましては、68ページから71ページの議会費で、予算現額3億4,255万7,000円に対しまして、支出済額は、3億3,792万9,337円で、執行率は、98.7%となっております。

そのうち、主なものといたしまして、議員報酬、期末手当、共済関係の負担金、それ以外に、議会運営に伴いましての会議録や委員会記録、議会だよりの作成の要する経費、議長会関係の旅費、また、全国市議会議長会、近畿市議会議長会等の負担金、及び、会派に交付されております政務調査費、なお、名称が、平成25年度より政務活動費に変更されましたが、平成24年度決算の説明では、当時の名称を使用させていただきます。

あとは、議長公務にかかわります経費や、議会事務に関する経費を執行したものでございます。

その中で、68ページの款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費、節4、共済費のうち、議員共済給付費負担金は、総務省から示されました算定方法に基づき、本市の場合、平成24年4月1日における議員共済会が設定する標準報酬月

額54万円に、議員数の22の12か月分と、公的負担金率100分の57.6を掛け合わせて算出しております。

地方議会議員の年金制度は、昭和36年6月8日に互助年金制度で、任意加入のものとして創設されました。

その後、地方公務員等共済法により、昭和37年12月1日に、全ての地方議会議員を対象とした強制適用の公的年金制度となりました。

給付に要する財源は、昭和47年3月までは、地方議会議員の掛金のみで賄っていましたが、昭和47年4月からは、給付に要する費用を地方公共団体が一部負担する公費負担制度が導入されました。

平成の大合併による議員数の急減に加え、行政改革に伴う議員数や、議員報酬の削減により、財政状況が急速に悪化し、平成23年6月1日をもって、地方議会議員年金制度は廃止されました。

制度廃止に伴う経過措置として、給付に要する費用は、廃止法により、地方公共団体が公費で負担することとされています。

その下、議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、議員一人当たり、年額1万3,000円の議員数22人分でございます。

節8、報償費は、友好都市からの来摂時や、友好都市への訪問時などの記念品代として計上しては、平成24年度におきましては、来摂も訪問もございませんでした。

節9、旅費は、主に全国市議会議長会総会及び全国高速自動車道市議会協議会定期総会における議長の費用弁償、並びに、随行職員の旅費と、4常任委員会の先進市行政視察における議員22人分の費用弁償、並びに、随行職員の旅費でございます。

4 常任委員会の訪問先でございますが、総務常任委員会が和歌山県新宮市と和歌山県有田郡広川町、建設常任委員会が、石川県加賀市と石川県小松市、文教常任委員会が東京都東久留米市と、東京都多摩市、民生常任委員会が埼玉県行田市と東京都稲城市でございました。

節11、需用費における印刷製本費は、年4回の議会だよりの発行に係る経費でございます。

節12、役務費、通信運搬費は、議会事務局の所有します携帯電話通話料で、手数料は、主に正副議長室のセンタークロス等のクリーニング代でございます。

また、筆耕翻訳料は、本会議での速記、そして、各委員会、協議会における音声反訳料でございます。

その下の節13、委託料、データ更新委託料は、市議会ホームページや、庁内欄から閲覧できます定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係るものでございます。

また、職員派遣委託料は、正副議長の秘書業務の派遣職員2名に係るものでございます。

節14、使用料及び賃借料で、有料道路通行料等は、議長の大阪市内での行事参加中における議長車の駐車場使用料でございます。

電子複写機レンタル料は、議会事務局内コピー機でございます。

パソコン借上料は、議会だより発行等で使用しておりますOA機器一式の借上期間5年の3年目に当たるものでございます。

行政視察施設入館料は、総務常任委員会行政視察時の稲むらの火の館の入館料でございます。

節18、備品購入費は、議会事務局内の冷蔵庫の更新と、行政視察用のデジタ

ルカメラの購入、そして、図書室の8冊の書籍購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金のうち、政務調査費は、1会派にかかわる執行分でございます。

全国市議会議長会は、全国810市の議長により組織され、地方自治の拡充に関し、関係方面に反映させるための措置を行い、とりわけ、地方6団体のひとつとして、内閣に対して意見の申し入れ、国会に対して意見書の提出を行う組織であります。

その下、近畿市議会議長会は、全国市議会議長会を9ブロックにわけた1ブロックとしての位置づけで、2府4県、111市の議長により組織され、全国市議会議長会が行う措置の近畿部会として意見の集約を図る組織であります。

また、近畿地方独自の地方自治の拡充に関し、関係方面に反映させるための措置を行う組織であります。

大阪府市議会議長会は、近畿市議会議長会を構成する2府4県6団体の一つとしての位置づけで、大阪府内33市の議長により組織され、近畿市議会議長会がとりまとめる大阪ブロックの意見の集約を図る組織であります。

北摂市議会議長会は、大阪府市議会議長会を4ブロックにわけた1ブロックとしての位置づけで、7市の議長により組織され、大阪府市議会議長会がとりまとめる北摂ブロックの意見の集約を図る組織であります。

また、先進市の管外視察や、各市議会間の情報交換、制度運営に関する調査を行う組織であります。

その下は、全国高速自動車道市議会協議会に関する負担金でございます。

全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と料金制度や、防

災安全対策など、高速道路の諸情勢や、通過市共通の問題を総合的に調査研究し、その解決を図るため、関係方面に要請等の措置を行う組織で、全国310市が加盟しております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○南野直司委員長 全員賛成、よって本件は、認定すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○南野直司委員長 議会運営委員会を再開いたします。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について事務局から説明をお願いします。

田村主査。

○田村事務局主査 それでは、第4回定例会の審議日程等の事務局案について、説明申し上げます。

まず、会期は、12月4日から12月20日までの17日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の12月4日は、閉会中の継続審査となっておりました案件の委員長報告、採決、そして、付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件

の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が、議会議案の届け出締め切りでございます。

12月5日が、建設及び民生常任委員会、6日が総務及び文教常任委員会でございます。

また、6日の正午が一般質問の届け出締め切りでございます。

17日が議会運営委員会、19日は本会議で一般質問、20日の本会議では、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について、説明申し上げます。

まず、12月4日につきましては、日程1が、会期の決定、日程2は、認定第1号から、認定第8号までで、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を、採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて、備考欄に一括起立採決、あるいは、一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理しますと、認定第1号、認定第3号、認定第7号、及び、認定第8号は、一括起立採決、認定第2号、認定第4号、認定第5号、及び、認定第6号は、一括簡易採決となります。

日程3は、議案第60号など、33件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程4は、報告第11号、平成25年度摂津市一般会計補正予算(第4号)専決処分報告の件で即決でございます。

日程5は、報告第12号、訴えの提起専決処分報告の件で、報告を受けていただきます。

12月19日は、一般質問でございます。

20日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第60号など、委員会付託案件の33件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、各常任委員会及び議会運営委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の議案第60号所管別分割表は、平成25年度一般会計補正予算（第5号）について付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。
○南野直司委員長 ただいま、事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司委員長 それでは、そのように決定をいたします。

本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時58分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南野直司

議会運営委員 山崎雅数